

第1回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成19年4月26日(木) 午前9時00分から午前11時00分まで
- (2) 場 所 県庁本庁舎5階 正庁
- (3) 出席者
 - ア 委 員
清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 江川和弥 小川静子 北川圭子
田崎由子 羽田則男 森岡幸江
 - イ 県 側
知事 総務部長 総務部政策監 入札改革参事 入札改革主幹 入札改革主幹
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 辞令交付
 - ウ あいさつ
 - エ 事務局紹介
 - オ 委員長選出
 - カ 議事
 - (ア) 審議事項
 - a 福島県入札制度等監視委員会運営規程について
 - b 福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領について
 - c 再苦情の処理について
 - (イ) 報告事項
 - a 福島県入札制度等監視委員会委員の公募について
 - b 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱について
 - (ウ) 各委員の意見交換
 - (エ) その他
 - キ 閉会

2 発言内容

【入札改革主幹】

定刻となりましたので、ただいまから第1回入札制度等監視委員会を開会いたします。

はじめに、本日は、条例に基づく附属機関となってから初めての委員会となりますので、辞令の交付を行います。

御名前をお呼びいたしますので、委員の皆様にはその場で御起立くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、五十音順で進めさせていただきます。

(知事から各委員へ辞令を交付)

それではここで、佐藤知事からごあいさつを申し上げます。

【知事】

おはようございます。

福島県入札制度等監視委員会を開催するに当たり、ごあいさつを申し上げます。

皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、委員への就任を御快諾いただき、誠にありがとうございました。

昨年の県発注工事を巡る事件により、入札制度の在り方が県民の皆さんから厳しく問われました。私自身も、このふるさとを何とかしたいとの思いから知事に就任し、入札制度の検証委員会や県議会の御議論を踏まえて、昨年末に入札制度改革の基本方針を策定いたしました。

その後、この委員会の前身となる委員会において御審議をいただきながら、一般競争入札の全面的導入を柱とする、透明性、競争性、公正性、更には品質の確保に十分留意した入札制度の構築に取り組み、今月から新たな制度の運用を開始いたしました。

これからが正念場であり、きちっとした結果を出して、県民の皆さんの信頼を取り戻していかなければなりません。

今後とも、新たに設置いたしました当委員会から様々な御意見をいただきながら、入札制度に係る不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。

委員の皆さんの御協力を心からお願い申し上げまして、あいさつといたします。

【入札改革主幹】

なお、知事につきましては、所用によりここで失礼させていただきますので、御了承願います。

続きまして、本日、説明のため出席しております事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

次に、委員長の選出についてであります。福島県入札制度等監視委員会規則第4条第1項の規定により、委員の皆様の互選によることとなっておりますので、御協議のほどよろしくお願いいたします。

【安齋委員】

これまでと同様、清水委員に委員長をお願いしたいと思っております。

【入札改革主幹】

清水委員にということでありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

皆様御異議がないようでございますので、清水委員をお願いすることとさせていただきます。それでは、清水委員長、委員長席へ御移動をお願いします。

(委員長席へ移動)

次に、議事に入ります前に、福島県入札制度等監視委員会規則第4条第3項の規定により、委員長に委員長職務代理者を指名していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】

安齋委員をお願いしたいと思っております。

一緒に入札等制度検証委員会で検証してきたということもありますので、安齋さんとふたりでしばらくはこの委員会を進めていく責務があるだろうと思っておりますので、安齋さんをお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

【安齋委員】

わかりました。

【清水委員長】

御了解いただきました。

【入札改革主幹】

それでは議事につきましては、清水委員長よろしく申し上げます。

【清水委員長】

新しい委員の方も加わりまして新年度いよいよ新制度で発足するということですので。

なお、次回からはさらに2名の公募委員の方も加わるということになるかと思っております。

皆さんよろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

審議事項が3つ、報告事項が2つということであります。

最初にまず、審議事項の「福島県入札制度等監視委員会運営規程について」の審議のポイントを事務局から御説明申し上げます。

【入札改革参事】

(資料1により説明)

【清水委員長】

この案件は前回から継続となっていたものでありまして、前回、いろいろ御意見がありましたから、それを踏まえて手直しをしていただいたものです。

まず、質問等がおありでしたらお出してください。

新しく委員になった方もいらっしゃいますので、どうぞ遠慮なく出していただきたいと思います。

ます。

【小川委員】

資料1の1ページの第3条の部会なんですけれども、前は具体的な部会はなかったんですが、再苦情調査部会と談合等調査部会に分かれておりまして、談合等調査部会というのはこれでいいと思うんですが、再苦情調査部会というのは今後一般競争入札になった場合に再苦情が増えるという想定の下に設置されたと思うんですが、この部会もいいんですが、今後一般競争入札が動き出した時にいろいろ不具合な点が多々出るのではないかとということが想定されると、制度の見直しをする部会という方が大切なのではないかと思うんです。

再苦情も大事なんですけれども、2つの部会とするのであれば、再苦情ではなく、制度の見直しをする部会という風にしたらいかでしょうか。

【清水委員長】

質問というより御意見ですね。

私の認識なんですけど、部会というのはこの委員会全員で開くのがあまり機動的でない、12人ですから臨時に開くことが難しいというので機動性を持たせるために部会という形をつくっておこうと。いつでも出動できるように。

今、おっしゃった制度改革については、基本的に全員で検討すればいいので、場合によっては、ワーキンググループみたいなものを作ってそこで何らかの検討をした上で、全体で対応しましょうという手続はあり得ると思いますが、それは常設の部会ということではなくて、基本的には全体でということだと私は思います。

後で議論したいと思いますが、ほかに質問はありますか。

【北川委員】

2ページの第5条第1項第1号及び第2号関係というところで、「当分の間、予定価格が250万円を超える建設工事を対象」とあるんですが、いずれは250万円未満のものも含まれるという意味合いをもっているのでしょうか。

【入札改革参事】

今年の10月から250万円を超える部分について、条件付一般競争入札を導入することとしているということが1点と250万円以下については随意契約ができる範囲となっておりますので、そこについては、現時点では考えておりません。

【清水委員長】

随契も抽出対象になるんですね。

【入札改革参事】

「当分の間」というのは建設工事に係っております。

将来的には、委託とかに範囲を広げていきたいと考えております。

「当分の間」がいつになるのかは、今後状況を見ながら検討していきたいと考えております。

【北川委員】

いずれは250万円以下のものも対象にするという意味を含むということですね。

【入札改革参事】

250万円以下のところは今のところ含まないと考えております。

【田崎委員】

件数が多くなるというのも理解できるんですけども、やはり姿勢としては250万円以下にも取り組んでいくという方向で行かないと、いつまでもこのままの状態であるのかなという心配がありました。

ですから、期間は限定できなくても近い将来やっていきますということで、何とか方法を考えていただければいいのではないかと思います。

【清水委員長】

これまでも抽出して検討する対象に随意契約も入っているんですよ。

随意契約にした事由が妥当かどうかということをチェックしていたんです。

一般競争入札については1000万円超ということでいいと思うんですけど。

【入札改革主幹】

制度面からの御説明をさせていただきますと、随意契約で契約したものについても御審議い

ただきたいと思っておりますけれども、250万円以下と申しますのは、地方自治法施行令の関係で金額が250万円以下であるので随意契約となった。つまり、何らかの事情があって随意契約としたのではなくて、金額が小さいために、わざわざ手間をかけて競争入札の手続をとらなくてもいいだろうということで法律上そうなっております。

ですから、250万円以下のものについて、例えば、どういう理由で随意契約としたかを調べたとしても、基本的には金額が250万円を超えていなかったために随意契約をしましたということになってしまうものですから、そういう観点から、当分の間250万円を超えるものについて審議をしていただければよいのではないかと考えております。

250万円を超えるもので随意契約としたものについてはこの委員会で審議していただけるものと考えておりますので、250万円という線を引かせていただいたのはそういう趣旨でございます。

【清水委員長】

なるほど、そういうことですか。

随契でこの委員会のテーブルに載るのは250万を超えたものだけ、250万円以下の場合にはそれだけで随契の要件に該当しているので審査の必要がないということのようです。

「当分の間」ということですが、どうですかね。

250万円を超える随意契約は今後ないんですよ。

【入札改革主幹】

金額が理由となって随意契約となるものはございません。

例えば、1000万円の工事で随意契約とする場合は、契約の相手方がその人しかいないだろうとか競争入札をしようとしたけど相手方が数者しかなかったので、競争ということではなくて見積書を提出してもらって選ばせていただいたとかということかと思えます。

【清水委員長】

それは対象になるわけですよ。

【入札改革主幹】

なります。

【清水委員長】

随契がここに載らないわけではないということですね。

わかりました。

そういう説明でよろしいですか。

「当分の間」ということですので、必要であればまた検討できると思えます。

ほかに質問がなければ先ほど小川さんがおっしゃった件ですけれども、制度改革をするような部会というものもありえるのではないかとということですが、この件については、私の考えを申し上げましたがどうでしょうか。

特に設けないということでもいいですか。

(特に異議なし)

ほかにありませんか。

なければ、とりあえずこういうことで出発することにいたしましょう。

これは、本日から施行するということになります。

次に、審議事項のイ「福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領について」、ポイントを説明してください。

【入札改革参事】

(資料2により説明)

【清水委員長】

これは以前のものから変わってないですよ。

新たに見直したところがありますか。

【入札改革参事】

最後に申し上げました談合情報に関する調査審議の部分が追加になってます。

【清水委員長】

そうでしたか。

何か質問ございませんか。

私の方から質問なんですけど、こういうことになりましたと、この委員会がやることになっている抽出案件の審議は非公開になりますか。

【入札改革参事】

外部に公表されていないような技術を持っているというような場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができるということでございます。

【清水委員長】

そうではなければ公開。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

前回非公開にした部分がありますよね。個別の案件に対して。

前回出てきたやつはかなりアブノーマルなケースが多かったということもあって公開しなかったということもあると思うんですけども、今後は抽出する時にこれはというものを無作為じゃなくて選んでくるということになると思うんですよ。前回と同じような案件を検討することになるのではないかと思っているんですけども、それは必ずしも今の話と一致しませんよね。

そこは前回が少しイレギュラーな案件だと考えたらいいですかね。

【入札改革主幹】

前回もそうでしたが、個別の抽出された案件の中身を御判断いただきながら、委員の皆様方で公開にすべきか、非公開にすべきか、個別ごとに御判断いただければよろしいかと思えます。

規定上はそうにさせていただいておりますので、公開するかしないかは皆様の御判断ということで考えてございます。

【清水委員長】

ということは、抽出案件が出てきて、今度はこれをテーブルに載せるとことで、委員には事前に文書でもって送られますね。私の所には事前の打ち合わせというのがあるわけでありましてけれども、どの時点で誰が判断すればいいんでしょうね。

【入札改革主幹】

私どもの方で抽出案件について調査書というものをつくりますが、その段階で発注機関である各事務所におきまして、抽出案件ごとにこういうことがあるというのを事前に調べますので、その中で公表することで企業さんにとって経営上支障がある情報はあるだとかないだとかそういうことについては前もって知り得ますんで、その辺については御説明させていただく予定でございます。

まず、会議の冒頭は、前回もそうでしたが、公開の場で会議は公開させていただきまして、その中で御判断いただいて、非公開と決定されましたら、その案件からは非公開という形になる予定であります。

【清水委員長】

そうしたらこうでしょうか。

なぜ公開できないかということをごさいる中で説明するわけにはいかないでしょうから、事前に私の方に伝えていただいて、これまずいねということであれば、会議の冒頭に私の方からこの件については、非公開にしたいという提案をするという風にしたらいいですかね。

いちいち説明をしたら情報を外に出すことになりますんで。

それで、資料はどうなんですか。

資料も非公開になっちゃうんですか。

【入札改革参事】

内容によるかと思えます。

【清水委員長】

それも含めて相談ですか。

【入札改革参事】

はい。事前に御相談したいと思います。

【清水委員長】

どうですか、皆さん。

委員長に任せてもらうという話ですけどもいいですか。

【安齋委員】

前回初めて抽出案件の審議に関わったんですが、あの案件の様子をみますと、私は個別の案件については非公開の方がいいと思います。

自由に討議する必要がありますので。あの時の私の発言を思い出していただくとわかるんですが、かなり際どいところまで踏み込んでますんで、あれを公開するとまずい点もありますから。ただ、あれがないとわからないということもありますので、審議の過程は非公開ということで私はいいと思います。

【清水委員長】

資料はどうですか。

【安齋委員】

ケースバイケースですね。

【清水委員長】

執行調書というのは公開されているものでしたっけ。

【入札改革主幹】

資料につきましては、本日の資料2の2ページの第4条を御覧になっていただきたいのですが、会議資料につきましては、原則として、公表させていただきます。

ただ、非公開にするのと同じ理由で委員長の判断で非公表とすることができるという規定にさせていただいておりますので、会議資料については、会議そのものが非公開であったとしても、資料は差し支えないだろうという判断はあり得ると思います。

【清水委員長】

ケースバイケースのようですから、一定の扱いをした場合には必ず皆さんには詳しく説明しますので、とりあえずやってみましょう。よろしいですか。

【入札改革主幹】

念のため再確認させていただきますと、第2条第2項で談合情報の調査につきましては、その都度委員会にお諮りするのではなくて、最初から非公開、資料についても非公表とする規定となっております。

【清水委員長】

談合情報が議題となっていること自体も公表されないということですかね。

どうでしょう。ほかに何か問題ございますか。

【田崎委員】

先ほどの件で公開するかどうかという点なんですけれど、前回もちょっと関わってみた時に、すごい数の案件がありまして、その中から5件ということで考えた場合に、私なりに選んだとしても、その後のここでの討論とか説明の時点で公開しない方がいいのではないかという、例えば回答とか、そういったことが事前に分からないのではないかという気がするんです。

最初問題ないとして出した案件でも、実際討論したり、あるいは説明が出てきた時点で、それを公開してはまずいということが出てくる懸念もあるので、その公開という点については、皆さんのもう少し意見をいただいて、次回抽出を担当する方はたぶん悩むのではないかと思うんで、決めた方がいいと思います。

【清水委員長】

安齋さんの意見は、個別案件については全部非公開にしたらよいであろうということなんですよね。

そういう考え方もあり得ると思います。

特定の案件だけ非公開にすると、逆に、要するにこれは怪しい案件だということを、いわばアピールすることにもなり得るんですよ。

できるだけ公開したいという原則はあるんですけど。

どうでしょう。

田崎さん、安齋さんからの提案と受け止めてよろしいかと思えますけれど、抽出案件の審議については、原則非公開として、資料については、特別の事情がない限り公表するということですが、どうですか御意見ありませんか。

事務局の方から意見ありますか。

【入札改革主幹】

御議論をいただいて決めていただければ結構です。

【清水委員長】

このことについては、私前から悩んでおりましてね。

確かに田崎さんおっしゃるように、議論の中で当初予想されなかったことが出てくる可能性があって、その時にあまりつつこんだ議論ができなくなってしまうということだと不都合はあっていると思います。

【小川委員】

この監視委員会は、抽出した案件について、どれだけ公正な立場で私たちが監視できるかというのが重要な役目なので、その議論していた内容を私は公開した方がいいのではないかなと。

逆に公開することによって、談合などの不正行為の防止にも役に立つし、公開しないで行うということは、業者さんにとってはどういうことが厳しくチェックされているのか分からないということがありますので、公開して一向に構わないのではないかと。

私たちが厳しい意見をどんどん言っているということを公開する方が逆にいいと思います。

【北川委員】

前回、初めて抽出案件審議させていただいたんですが、どちらも意見も納得いくものですが、かなり踏みこんでおりますので、当然ですけれども具体的な業者名が出てくるわけで、その業者の見方を公開することによって、よくない方向に議論がいった場合には、1つの業者の発展が止まることもあり得るということを考えれば、とりあえず原則非公開の方がいいのではないかと私は今思っていますが、まだ、迷っております。

【羽田委員】

私も小川委員に賛成です。

やはり監視委員会ですからきちんと案件をチェックしているんだとということをきちんと公開すべきだと思います。

ただ、個人情報とかプライバシーに関わる問題とかについては、慎重にすべきだとは思いますが、企業ですから公開した方がいいんじゃないかなと思います。

入札に参加するというのはそういうことなんですよ、そこまでチェックされるんですよ、公開されるんですよという方が談合の防止に役に立つのではないかと思います。

【小川委員】

私、仕事上工事業者だとか関連業者と近い立場にあります。

委員になりましてから、いろいろ勉強しましたがけれど、談合というのは日本の社会では根が深く、江戸時代から今まで延々とありまして、業界の中ではまだまだ談合を止めなければいけないというのは、いろいろな社会の流れで頭の中では分かっているんですけども、なかなか踏み切れないでいるというところが、非常に根が深いんです。

その深い根を直すにはこういった委員会を公開の場でやって、どういうことを委員会でチェックされるのかということを見てくださいとというのが、重要ではないかと思います。

【清水委員長】

私の意見を申し上げますけれども、旧来のこの委員会の主要な議題は抽出案件についてチェックするというので、そこに限界があったわけですが、それが主要な任務であったことは事実なんです。

今回の委員会からは、全体の情報も出るようになりましたので、前とは変わっていますけれども、やはり、抽出案件をチェックするというのは主要な仕事の1つであるという事態は変わらないわけです。

それで、この委員会を原則公開にしたということである以上は、原則は公開だと考えるべきであって、公開しない方が例外だと考えないと、ちょっと原則が崩れるなと思います。

ですから、安齋さんと田崎さんの御意見はありますけれども、とりあえずは原則公開で、公

開することが妥当でないという風に事務局なり私が判断した時には非公開ということでスタートしませんか。

不都合であれば、また考え直しましょう。

最初から原則非公開としてしまうと逆に公開に切り替えることが難しくなるのかなと思うんです。

安齋さん、どうですか。

【安齋委員】

非公開の途もあるというなら。

【清水委員長】

そうです。

田崎さんもよろしいですかね。

やってみましょう。

議論してみてこれ以上つっこんだ議論をするためには、傍聴の人に退席願った方がいいということがあってもいいけれど、その時はその時でそういう措置ができないということではないと思います。

それではよろしいですか。

公開に関する取り決めはこれで確認いたしました。

これも本日から施行ということにいたします。

3番目「再苦情の処理について」を説明してください。

【入札改革参事】

(資料3により説明)

【清水委員長】

再苦情は過去3年間一度もありませんでした。

しかし、これから総合評価方式というのが広まってくると、価格以外の理由で順位が決まったりしますので、なぜなんだという声が上がってくる可能性があるわけですね。

だから、再苦情の案件というのは出てくる可能性があると思います。

どうでしょうか。契約手続を続行するという事で提案されているんですけれど。

手続続行については、前に議論しましたので、それと同様に扱うということですから、問題ないと思いますね。

初めての方もいらっしゃるのでも後ろの方の説明してください。

【入札改革参事】

(資料3の裏面により説明)

【清水委員長】

森岡さんなり、岩淵さんなり大丈夫ですか。お分かりになりますか。

ペンディングになると、スタンバイしておかなくちゃならないので、ほかの工事をやれなくなったりするということです。

特に御異論はないようですので、このようにしたいと思います。

3件の審議事項は終わりました。続いて報告事項に移りまして、「福島県入札制度等監視委員会委員の公募について」、これも事務局から簡単に説明してください。

【入札改革参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

面接をやるメンバーというのは誰ですか。

【入札改革参事】

総務部長と総務部政策監と監視委員会の委員の方から1名を予定しております。

【清水委員長】

監視委員会の委員の人はどうするんですか。

【入札改革参事】

委員長にお願いしたいと考えております。

【清水委員長】

6月8日金曜日の午前中は授業がありましてダメなので、代わりに職務代理者の安齋さんをお願いしたいと思います。

よろしいですか。

【安齋委員】

わかりました。

【清水委員長】

2名の方を公募でということですが、何かございますか。

資格要件について特に問題ないですか。

もうこれは既にやっていますからね。

それでは、この件はいいとして、次に「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱について」を説明してください。

【入札改革参事】

(資料5により説明)

【清水委員長】

かなり大量の資料で大変ですけれども、何かお気づきのことがございましたら。

それで前回の会議の時に検討事項として上がっていた件が1つあって、談合情報の事情聴取の結果、談合の事実が確認できた場合の取扱いについてということで、この委員会で調査した結果、談合ではないかと判断した場合にも、参加資格制限を行うべきではないかということが検討事項として上げられておりまして、それについては、今回、入ってないですね。これは先ほど事務局の方に聞きましたら、検討を継続しておるといふことのようなんです。

そうですね。そこを再確認したいんですが。

【入札改革主幹】

その件につきましては、前回の会議の中で、この委員会にお諮りして御議論していただきたいということでお話しさせていただいておりましたので、改めまして審議事項ということで提案させていただいた上で、この要綱の中に盛り込んでいきたいと考えております。

そういう意味では、3月30日で決定させていただいた基準に関しましては、前回御議論いただいたところまでが反映されているということでございます。

【清水委員長】

この委員会で調査した結果もそれなりに重みを持たせて資格制限にリンクさせるということがあっていいだろうという、そういう問題です。

これはまだ、この中には盛り込まれてないと受け止めています。

よろしいですね。

あと意見交換ということですが、何かございますでしょうか。

【小川委員】

今いただいた資格制限措置要綱の第1条のところに福島県が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び製造・資材販売というのがあるんですけど、建設工事は今監視の範疇に入って、監視委員会で監視を行っていますけれども、並びに以降の調査、測量、設計及び製造・資材販売という委託関係の部分については、今のところ監視の範疇に入っていないんですけども、こういう指名停止の中には入っているわけですよね。

委託の中でも調査、測量、設計というのはかなり金額的に大きいものがありますし、県外の業者が相当受注しているとか、いろいろなそういう状況もありますので、なるべく監視の範囲に早めに入れるようなことが今後できないのかなという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

一般競争にはなっていないですね。今、指名でやっていると思うんですけども。

【入札改革主幹】

今ほどお話しございました件は、先ほど審議していただきました「当分の間」というところに関わるお話だと思います。

今回の案は建設工事を対象とさせていただくようにお話しさせていただきました。

建設工事以外の業務委託につきましては、県で定めております基本方針のスケジュールといたしましては、今年度、制度改革を検討しようということになってございますので、今現

在は、指名競争入札方式が行われてございます。

従いまして、今年度どういう方式で契約手続を進めていくべきかについては、また、この委員会にお諮りしながら制度改正を進めてまいりたいと思っておりますので、新しい制度を作っていく中で、必要に応じて監視の対象としていくことも、先ほどの「当分の間」というのはいつまでなのかということにつながりますが、御議論をいただきながら対象としていくことを検討していただければと思います。

【清水委員長】

毎回毎回やらなくても1度こういうものも見てみようじゃないかということで、その都度その都度チェックするということは、そんな難しいことではないと思います。

いずれということによろしいですか。

それでは、その他ということをお願いします。

【入札改革主幹】

私ども事務局の方からお諮りをしたいものが3件とお願いしたいことが1件ございますが、まず1件目としてお話しさせていただきたいのですが、先ほど運営規程をお決めいただきました。それで、常設の部会が2つ設置されたということになりましたので、委員長にそれぞれの部会に所属する委員の方それから部会長を御指名いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【清水委員長】

部会というのは飛び込みで即応できる体制でないといけない。とりわけ談合情報に対応するのは急を要するので、遠くの方とか特に忙しい方とかなかなか声をかけてもすぐには集まりにくい方をどちらかというとならば調査部会から外すということで、近場で割と時間が自由な方を談合の方に入っていたらどうかと思ひまして、談合等調査部会には、安齋さん、岩淵さん、小川さん、森岡さんと私という全員福島市に在住する方で構成して、部会長には安齋さんをお願いしたらどうかと思ひます。私ではなくて。私は全体の委員長ということですので、部会長は安齋さん。後の方は再苦情調査部会ということで、羽田さん、江川さん、北川さん、田崎さん、それから松野さん5人の方に再苦情に対応していただくということで、部会長に羽田さんをお願いできればと思ひますが、どうでしょうか。

よろしゅうございますか。

(特に異議なし)

そういうことで、部会の委員はあらかじめ選出しておきます。いざという時は皆さん御出勤願いたいと思ひます。

この件はこれで。次、お願いします。

【入札改革主幹】

2点目でございますけれども、抽出案件につきまして、以前は1年間のスケジュールを決めておたわけですけれども、抽出案件についての対象期間は委員会で定めるということになりました。

それで抽出の対象となる期間、いつからいつまでを抽出して御審議いただけるのかということの期間と、併せてどういうものを抽出してやっていくかというテーマの決定、さらには、抽出チームを指名していただくということですので、抽出チームの御指名をお願いしたいと思います。

なお、参考までに、新しい委員の方もいらっしゃいますので、前回の抽出案件につきまして、昨年度の11月までのものが審議が済みということでございまして、昨年度分ということでは12月分から3月分までが審議未了ということになってございます。

あとこちらの事務的な都合もございまして、抽出チームで1度書面審査をしていただくということが入ってきますので、今回の抽出の対象期間のほかに次の次の抽出案件につきましても、対象期間がいつまでの分を対象として抽出していただけるかという点も併せてご決定いただければと思ひます。

【清水委員長】

要するに昨年度のまだ検討していない分については、次回にしたいという意向ですよ。

4月以降は新しい制度の下でスタートしてまいりますので、これについては、その次の次々回で検

討することにしたい。その期間を4月からいつまでにするのかということこれから検討してくれという意向です。

それから抽出チームについては2名ということになっておりますので、従来は委員長を除く五十音順ということになっておりまして、これはそれでいいのかなと思ってます。

なお、御意見がありましたらお出しいただきたいと思いますが、どうですか。

(特に意見なし)

特に意見がありませんが、抽出チームは50音順でよろしいですか。

ちょうど五十音順に並んでおりまして、公募委員が入ってきますので、それは適当に入ってもらうということで、安齋さんと岩淵さんということで次回をお願いします。

対象の期間は今回は12月から3月まで、これもよろしいですね。

テーマに関しては、こういうものを特に検討したいというのはございますか。

事務局の方から提案ありましたら。

【入札改革主幹】

抽出のテーマの案といたしましては、1つには従前から落札率の高いもの、低いものという御指摘がありましたので、例えば、落札率の高いものと低いものの中から抽出をしていたかどうかではいかがでしょうかというのが1つでございます。

また、別の案といたしましては、4月から新しい条件付一般競争入札の制度が始まったという関係で、それとの比較をするという意味で12月から3月までは条件付一般競争入札の試行期間ということで行われておりましたので、試行期間中である条件付一般競争入札を絞り込んだ中でそれらを対象として、後の4月以降の制度と比較するための資料として昨年度のものも審議をしていただくのもどうでしょうかということで、2つの案を考えてございましたが、いかがでしょうか。

【清水委員長】

前回審議した中では、落札率が100%というケースについて意見交換しました。それから鋼橋上部工事、一番競争が激しいといわれている工事について60%台の落札率というデータも前回出てました。

異常に高いケースと低いケースについてちょっとチェックしてみようじゃないかということで、私も最初はそのようなことでいいと思います。

後は一般競争入札を試行でやっておりましたので、これをチェックしてみようということで、皆さんよろしいですか。

それから4月以降、新制度の下でのチェックを一度どこで切つてやるかということですが、事務局で案がありましたらどうぞ。

【入札改革主幹】

新しい制度が今月からスタートしたということもございますので、あまり長い期間を待ってからチェックするというよりは、チェックできる程度のサンプルが出たところで一度どうだったのかということを検証していただければという気持ちがございます。

そういう意味では、条件付一般競争入札が公告されている案件が今現在8件ございまして、案件を5件程度抽出することは可能かと思っておりますので、4月、5月中に契約するものを対象として、まずは状況を御確認いただくような意味合いも含めて、あまり長い時間をおかないということで4月、5月分を対象としていただければと思います。

条件付一般競争入札については4月分はございませんでしたので、そういう意味では5月分ということになるかと思っておりますが、そのような期間でお願いできればと思います。

【清水委員長】

5月1日に条件付一般競争入札による入札があるそうです。

4月、5月、2か月分を対象として早めにチェックしましょうという提案です。

よろしいですね。

あとは、日程の調整ということですがどうでしょう。

【入札改革主幹】

それでは、3点目お話ししたいことがございまして、次回の委員会の日程についてでございます。

なお、抽出委員になられたお二人には先ほどの抽出テーマに基づいた資料を、後日資料が整い次第お送りさせていただきたいと思います。

それから、次回の日程でございますが、6月18日の午前9時半くらいから、時間につきましては2時間程度ということで、調整をお願いしたいと思っておりますが、いかかでしょうか。

【清水委員長】

6月18日月曜の午前中ということで、私はそれで差し支えないんですが、皆さんどうでしょう。

【北川委員】

授業があります。

【清水委員長】

北川さんは授業がある。午後だといいいんですか。

【北川委員】

月曜日は1日授業があります。

【清水委員長】

ほかの方はOKですか。日程調整していただけると。

事務局の方では15日というのも考えていたようなんですが、私その日は授業が午前も午後もあってダメなんです。

北川さん申し訳ありませんが、月曜日にやらせていただけますか。

(北川委員了解)

じゃあ、6月18日月曜日の午前9時半から開催ということにいたしましょう。

【入札改革主幹】

それでは、今度は、お願いでございます。

今回は6月18日午前9時30分からということで決定していただきましたが、場合によっては次回の委員会開催前に臨時的に委員会または部会を開催をさせていただく必要が生じる可能性がありますので、そういう場合のための日程調整をお願いしたいと考えてございます。

後ほど5月分と6月分の日程調整表を配付させていただきたいと思っておりますので、5月1日くらいまでに、日程を確認していただきましたものを私どもの方に御提出いただきたいと思っております。

【清水委員長】

いつ何時、談合情報が入ってくるか分からないということです。

委員長はいつも所在を明らかにしておかないといけませんね。

では、よろしく申し上げます。

これで議事は終了いたしました。何か皆さんの方からございましたら出してください。

【安齋委員】

公募委員の募集の案内で年10回程度とあるんですが、何月頃やるとかというのがあれば教えてください。

【入札改革主幹】

今現在、年間のスケジュールで何月頃というのは持ち合わせておりません。

先ほど申し上げましたように、例えば、抽出案件については、その都度決定していただくようになりまして、それによって2か月後になったり、3か月後になったりしますので、私どもの方で何月と何月というものは持ち合わせておりません。

ただ、概ねこの程度は開催することになるのではないかと想定をしているということでございます。

【清水委員長】

会計士さんの仕事というのは、繁忙期とそうでない時とあるんですね。

それから、曜日ということであると、月曜日になると北川さんはいつも出られないということになっちゃうんですね。

だから今後はその都度やるしかないと思いますし、この時期は避けてくれ、何月くらいは避けてくれというのがありでしたらどうぞ教えてください。

ほかにはないですか。なければこれで議事は終わりにいたします。

【入札改革主幹】

今日は、清水委員長をはじめ、委員の皆様方には、活発な御審議誠にありがとうございました。以上をもちまして、第1回入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。